

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第6回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年5月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

2015-16年度豪州連邦財政予算案、多国籍企業を対象とする税制改革

5月12日夜、オーストラリア連邦政府は2015-16年度の連邦財政予算案を発表しました。今回の予算案では、特に多国籍企業を対象とする二つの税制改革が注目に値します。

一点目は、多国籍企業の租税回避防止法案です。連邦政府が発表した法案では、オーストラリアに課税拠点を持たずに事業を営んでいる、年商10億豪ドル以上の多国籍企業の取締りが検討されています。具体的には、国外事業者が（1）オーストラリア国内の法人を通じてオーストラリア国内の消費者に対し物品またはサービスを提供することにより収益を得ており、かつ（2）当該供給から得た収益について、オーストラリア国内の恒久的施設に帰属すべき事業利益とされることを回避している場合、新法案の適用対象となります。この法案はオーストラリア国内における関連法人を通して営業を行なっている国外事業者が対象となるため、インターネットを通して完全にオーストラリア国外から事業を行なっている国外事業者には適用されません。また、法人税が課されない、あるいは低率の国に所在する年商10億豪ドル以上の多国籍企業が対象であるため、これに該当しない企業が行なっている租税回避には影響がありません。この法案は2016年1月1日から実施される予定です。

二点目としては、国外事業者による無形資産及び役務の提供に対する、10パーセントの消費税（GST）が提案されています。新たなGSTの納税義務は、ウェブサイトやオンライン・マーケットなどの電

「当事務所の特長」ビデオ



iPhoneアプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



子配給サービスの「運営者 (operator)」が負うことになります。この法案は 2017 年 7 月 1 日から実施される予定です。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

外資規制強化の最新情報

連邦政府は外資規制強化に関する改正法案の詳細を発表しました。これは外国人による住居用不動産、商業用不動産、農地及び企業の取得や買収全てに影響を及ぼすものです。新たな手数料及び罰金は 2015 年 12 月 1 日から適用されます。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

個人情報管理に関する新たな枠組み

民間企業及び政府機関による個人情報の取り扱いについて、豪州連邦情報コミッショナー事務局は、民間企業及び政府機関によるプライバシー法遵守を目的とした個人情報管理の新たな枠組みを発表しました。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

不正契約防止措置の適用拡大

連邦政府は、現在個人消費者保護のために利用されている不正契約防止措置を、中小企業間の取引にも拡大するための法案を提出しました。法案の施行は 2016 年初頭が予定されているため、施行時までには、企業間で使用している契約書の条項などを見直す必要があるかもしれません。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

個人情報に関するメタデータ

プライバシー法に基づき、顧客が要求した場合、企業は自ら保有する当該顧客の「個人情報」を提供することが義務付けられていますが、プライバシー・コミッショナーは個人情報に関するメタデータも顧客に提供しなければならない「個人情報」に含まれるという判断を下しました。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

罰金額の合意に関する判例

手続の効率化により訴訟コストを削減する目的で、規制機関と被告の間であらかじめ合意の上、裁判所に共同で罰金額を提案することが多く見られます。しかし、連邦裁判所は、このような罰金額の合意は法律上禁じられているとの判決を下しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

職場いじめ対策制度導入から一年

新たないじめ対策制度が導入されてから一年が経ちました。新制度に基づいてフェアワーク・コミッションがいじめ行為の停止命令を出した例は比較的少ないものの、この一年の間、重要な決定がいくつか下されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

再生可能エネルギー目標

与党保守連合と野党労働党は、オーストラリアにおける再生可能エネルギー目標（RET）につき、2020年までに年間3万3千ギガワットヘクトパスカルに設定する旨合意しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

インターネット上の著作権保護に関する新制度

現在連邦議会において、著作権法の改正法案が検討されています。著作権者がCSP（carriage service provider）に対して、著作権侵害を行っている海外のウェブサイトへのアクセスを遮断させる差止命令を裁判所に請求できる新制度が提案されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近の出版物

1. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

2. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネスに関わる日本人の皆様のお役に立てるよう、実務的な面もカバーしています。

3. 「オーストラリアの投資規制の概況」

「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」

「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」

（ジュリスト 2014年4月号～6月号）

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
（日本法弁護士・日本から出向中）
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。